国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

「世界の北海道」を目指して
ー北海道総合開発計画ー

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間
北海道白老町に 2020 OPEN!

令和２年１０月９日
帯広開発建設部

十勝川に生えている樹木（やなぎ等）を伐採・利用しませんか？

～「公募型樹木等採取」への希望者を募集します～

帯広河川事務所では、河川区域内の樹木を資源として有効に活用する観点から、十勝川の樹木を伐採し利用していただける企業や住民を広く募集しています。

採取した樹木は、自家消費などの制約はなく、バイオマス燃料やチップ原材料としての活用、樹木加工や販売といった営利目的での使用等、採取者の判断で活用することができます。

記

１　応募期間　：　令和２年１０月９日(金)　から　令和３年３月１９日(金)
※公募範囲の樹木が全て配分された場合は募集を終了します。

２　採取箇所　：　十勝川左岸音更町木野地区・下士幌地区の河川敷
（申し込み受付後、希望を踏まえて伐採場所を指定します。）

３　採取期間　：　申請許可日　から　令和３年４月２３日(金)
（この期間内で、ご自由に伐採・採取できます。）

４　応募方法　：　応募様式（様式－１）を帯広開発建設部　帯広河川事務所まで郵送、ＦＡＸ、メール又は持参
〇住　　所　：　〒089-0536　中川郡幕別町札内西町 73 番地 6
〇電 話 番 号　：　0155-25-1295（平日 8：30～17:15）
〇Ｆ　Ａ　Ｘ　：　0155-24-1765
〇メ　ー　ル　：　hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp

５　応募資格等：　帯広開発建設部のホームページに掲載する参加者募集要領(募集要領のほか、応募様式、詳細図面等も掲載)でご確認ください。
https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/obihiro_kasen/ctl1r00000035a5.html

【問合せ先】　国土交通省　北海道開発局　帯広開発建設部
帯広河川事務所　副所長　　中山　仁　　電話 0155-25-1295（内線 352）
帯広河川事務所　計画課長　　川岸　秀敏　電話 0155-25-1295（内線 331）

帯広開発建設部ホームページ　https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/index.html

【募集要領】

十勝川の河川敷地内の樹木採取希望する方を募集します!!

令　和　２　年　１　０　月　９　日
帯広開発建設部　　帯広河川事務所長

１．目的

帯広河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を行います。

採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

２．応募方法

公募型樹木等採取を希望される方は、別紙「応募様式」（様式－１）に必要事項を記入し、郵送、ファックス、メールまたは持参により以下の宛先まで応募してください。申込期限は令和３年３月１９日もしくは公募範囲で全て公募伐採希望者へ配分された時点とします。

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の８時３０分～１７時１５分までにお越し下さい。

応　募　先

郵送・持参：〒089-0536　中川郡幕別町札内西町７３番地６
帯広開発建設部　帯広河川事務所
ファックス：０１５５－２４－１７６５　　（担当：計画課）
メ　ー　ル：hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp

３．応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

１）過去３年間に公募型樹木等採取において著しく不誠実な行為のあった者
２）公募期間中において予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第　165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するものでないこと。
３）公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者
４）直近１年間の税を滞納している者
５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして

国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

６）その他帯広河川事務所長が参加不適当と判断する者

４．樹木等採取の概要

１）採 取 期 間 ：令和２年１０月９日～令和３年４月２３日

２）採取予定場所：別途図面①、②、③

３）主 な 樹 種 ：ヤナギ類が主体

※ 採取期間、採取予定箇所、採取可能面積などの詳細な条件については、打合せをお願いいたします。

※ 樹種はヤナギ類が主体で、樹木ごとの太さ及び樹高は異なります。

※ 伐採範囲の樹木が無くなった時点で終了させて頂きます。

※ 伐採する箇所までは、小型トラック程度までは進入が可能です。

４）保全樹木について ：環境に配慮して保全する樹木がありますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、伐採しないよう注意願います。

５）外来種について：燃焼かチップ化など分布拡大の無い使用目的に限定させていただきますので、分布位置等を河川管理者と協議の上、伐採願います。

６）伐採後について：伐採後の枝・葉について、採取者が引き取りを希望しない場合は、指定した箇所に集積していただきます。

７）冬期の除雪について：各採取者で除雪の実施をお願いします。

８）採取希望箇所がすでに他の採取者へ割り当てられている場合は、他の公募箇所で再度希望を聞き取りさせていただきます。

５．許可申請書の提出について

応募様式の確認後にご連絡いたしますので、許可申請書（様式－２）、伐採作業計画書（様式－３）を提出願います。

６．その他

１）各様式への記載内容を確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。

２）本件により伐採した樹木は無償ですが、伐採に要する一切の費用、労働等は、全て採取者の負担となります。

３）本件は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。

４）本件中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧していただく場合があります。

５）本公募に係る行為に起因して、事故（採取者間における事故も含む）やケガ等が発生した場合には、すみやかに帯広河川事務所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。なお、帯広河川事務所では河川管理者としての管理責任は一切負えません。

６）やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。

７）採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても伐採の資格を取り消す場合があります。

８）作業時間は、作業期間内の毎日９時から１７時までを基本とします。土、日、祝祭日の作業も可能ですが、休日の前日までに帯広河川事務所の担当者へ連絡をお願いいたします。

９）公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中途でとりやめる場合があります。その場合はご了承願います。

１０）今後のより良い「公募型樹木等採取」の取り組みとするため、採取者にアンケートを実施することがあります。

１１）本件に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

帯広開発建設部　帯広河川事務所　計画課

電　　話：０１５５－２５－１２９５

ファックス：０１５５－２４－１７６５

メ　ー　ル：hkd-ob-bassai@gxb.mlit.go.jp

様式－１

応　募　様　式

令和　　年　　月　　日

帯広開発建設部　帯広河川事務所長 殿

応募者
住所 〒

氏名又は
代表者名　　印
（会社名）（　　）

令和２年１０月　９日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

記

１．河川の名称及び区画番号

第１希望　区画番号　：　　（河川名　：十勝川）（面積　　㎡）
第２希望　区画番号　：　　（河川名　：十勝川）（面積　　㎡）
第３希望　区画番号　：　　（河川名　：十勝川）（面積　　㎡）

２．伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

☐ 薪ストーブ
☐ その他の目的（　　）

３．採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

（伐採方法）　☐ チェンソーまたはノコギリにより伐採を行う。
☐ その他の方法により伐採を行う。
（　　）

（小割方法）　☐ 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力またはキャリア等によりトラックまで運搬する。
☐ その他の方法
（　　）

（運搬方法）　☐ 伐採材は、軽トラックまたは（　　）ｔトラックにより日々搬出する。
（積込方法：　　）
☐ その他の方法
（　　）

（伐採順序）　☐ 通路脇から順次伐採を行う。
☐ その他の伐採順序（　　）

（枝葉処理）　☐ 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
☐ 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
☐ その他の処理（　　）

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

４．採取の期間

作業予定期間　：　　月　　日　～　　月　　日（のうち　　日間）を予定

５．応募者の連絡先

連絡先（携帯可）　：
緊急連絡先　　：
ＦＡＸ　　：
メールアドレス　：
なお、ＦＡＸ、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

６．公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。

☐ 過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
☐ 直近１年間の税を滞納している者ではない。
☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

様式－２

許　可　申　請　書

令和　　年　　月　　日

北 海 道 開 発 局 長　殿

申 請 者　住 所

氏 名（ふりがな）　　印

別紙のとおり河川法第２５条の許可を申請します。

（連 絡 先）　氏　名

電 話 番 号

様式－３

令和　　年　　月　　日

帯広開発建設部　帯広河川事務所長　　殿

伐採者　　（住所）
（氏名又は代表者名）
（電話番号）

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】
令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
（作業時間）　　：　　～　　：
【作業日】

【作業者】

＜遵守する事項＞
【安全対策等】
＜作業時服装＞・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
＜気象条件＞　・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報が発令された時は作業を中止する。
＜資機材管理＞・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
・枝葉を集積した場合は、速やかに事務所に連絡する。
＜隣接者調整＞・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。
・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
＜有事対応＞　・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
・消防署、警察、病院、事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
（申請者以外の現場作業者にも登録して貰う）
・事故（ケガを含む）発生時には事務所に必ず連絡する。
＜法令遵守＞　・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）
＜その他＞　　・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）

作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

別途図面①

公募伐採箇所図

別途図面②

公募伐採箇所1全体平面図【音更町　木野地区】

別途図面③

公募伐採箇所2全体平面図【音更町　下士幌地区】